

くまもと夢挑戦ファンド事業助成金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人くまもと産業支援財団（以下「財団」という。）が、くまもと夢挑戦ファンド（以下「ファンド」という。）の運用益により、中小企業者が行う創業若しくは中小企業の経営の革新に関する事業又はそれらを支援する事業に対し、助成金を交付する事業（以下「助成金交付事業」という。）の適正かつ円滑な実施を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(助成金交付事業に要する経費)

第2条 助成金交付事業に要する経費は、ファンドの運用益を充てるものとする。

(助成金交付事業の対象事業)

第3条 助成金交付事業の対象事業（以下「助成事業」という。）は、次のとおりとする。

(1) 「地域産業資源を活用した取組み」の対象事業は次の事業とする。

熊本県が熊本県地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な構想で特定した地域産業資源（除く観光資源）を活用した製品・技術開発及び販路開拓

(2) 「成長分野における取組み」の対象事業は次の事業とする。

①セミコンダクタ関連分野、②モビリティ関連分野、③クリーン関連分野、④フード&ライフ関連分野、⑤社会・システム関連分野における製品・技術開発及び販路開拓

(3) 「産業支援機関等における取組み」の対象事業は、「地域産業資源を活用した取組み」、「成長分野における取組み」を行う中小企業者に対して、産業支援機関等が行う販路開拓に対する支援及び中小企業者の取組を支援する研修会等の開催とする。

(助成金交付事業の対象者)

第4条 助成金交付事業の対象者は、次に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。

(1) 熊本県内に主たる事業所を有する中小企業者。ただし、前条第2号の事業においては、中小企業者が大学、公設試験研究機関、企業等他の機関と連携して事業化に取り組む場合とする。

(2) 前条第3号の事業においては、「地域産業資源を活用した取組み」、「成長分野における取組み」を行う中小企業者に対する支援を行う者とする。

(助成対象経費)

第5条 助成対象経費は、助成事業を適切に実施するために必要な経費であって、別表の助成事業対象経費に掲げるものとする。

(助成率)

第6条 助成率は、第3条第1号及び第2号の事業においては助成対象経費の3分の2以内、第3号の事業においては10分の10以内とする。

(助成限度額)

第7条 助成限度額については、第3条第1号の事業については、一事業あたり200万円以内、第2号の事業については1,000万円以内、第3号の事業においては200万円以内とする。

(助成期間)

第8条 助成事業の助成期間は、第11条の規定に基づく助成事業の交付の決定日を起点として、第3条第1号の事業については2年以内、第2号の事業については3年以内、第3号の事業については1年以内とする。

(助成金の交付申請)

第9条 助成金を受けて事業を実施しようとする者（以下「助成事業者」という。）は、財団が別に定める助成金交付申請書を財団が定める日までに提出しなければならない。

(助成金交付事業の審査及び採択基準)

第10条 財団は、前条の交付申請書の提出があったときは、別に定める審査会に諮り、採択の可否を決定するものとする。

また、採択にあたっては、次の観点から総合的に行うものとする。

- (1) 新規性、革新性
- (2) 市場性、競争力
- (3) 事業計画の熟度（事業実現性、資金計画等）
- (4) 経営体制
- (5) 経営革新の認定
- (6) 助成資金管理能力
- (7) 地域経済に対する貢献・波及効果、雇用創出効果

(助成金の交付決定)

第11条 財団は、前条の規定による審査会の審査を経て当該申請に係る助成金を交付することが適当であると認めたときは、速やかに助成事業者に対して助成金の交付の決定及びその旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第12条 助成事業者は、前条の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内

容又はこれに付された条件に不服があり、助成金の交付申請を取下げようとするときは、その交付決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を財団に提出しなければならない。

(助成事業の内容及び経費の配分の変更)

第13条 助成事業者は、助成事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ内容変更承認申請書(様式第1号)を財団に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、経費の配分が、経費区分ごとにおいて助成総額の20パーセント以内の変更については、この限りではない。

(助成事業の中止又は廃止)

第14条 助成事業者は、助成事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ中止(廃止)承認申請書(様式第2号)を財団に提出し、その承認を受けなければならない。

(助成事業の遅延)

第15条 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了する見込みがなくなった場合又はその遂行が困難となった場合は、事故等報告書(様式第3号)を速やかに財団に提出し、その指示を受けなければならない。

(助成事業の遂行)

第16条 助成事業者は、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければならない。助成金を他の用途へ使用してはならない。

(助成事業の状況報告)

第17条 助成事業者は、事業実施状況報告書(様式第4号)により各年度の3月31日現在における助成事業の遂行状況を財団に提出しなければならない。ただし、当該年度の3月31日までに助成事業が完了、中止若しくは廃止されたとき、又は平成20年度採択事業については、この限りでない。

(助成事業の実績報告)

第18条 助成事業者は、助成事業が完了したとき(助成事業の廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ)は、助成事業の完了後30日以内又は財団が指定する期日までに、実績報告書(様式第5号)及びその添付書類を財団に提出しなければならない。

また、助成事業者は、消費税及び地方消費税を助成対象経費とする場合には、助成事業完了後に消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費とする場合における消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成率を乗じた金額をいう。以下同じ）が確定した場合には、速やかに、消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（様式第6号）により財団に対して報告するものとする。

（助成金の額の確定）

第19条 財団は、実績報告の提出を受けた場合においては、報告書等の書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、助成事業の成果が助成金の交付の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金交付確定通知書（様式第7号）により助成事業者に対して通知するものとする。

（助成金の支払い）

第20条 財団は、前条により交付すべき助成金の額を確定したのち、助成金を助成事業者に支払うものとする。ただし、助成金の交付決定後に必要があると認められる経費については、概算払いをすることができる。

（助成金の請求）

第21条 助成事業者は、前条により助成金の支払いを受けようとするときは、精算（概算）払請求書（様式第8号）を財団に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第22条 財団は、助成事業者が助成金を他の用途へ使用し、その助成事業に関して助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

（助成金の返還）

第23条 財団は、助成金の交付決定を取消した場合において、助成金の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

また、消費税等を助成対象経費とする場合にあっては、財団は、助成事業者が、助成事業完了後に消費税の申告により助成金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した

場合には、当該控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(加算金)

第24条 財団は、助成金の交付を受けた者に助成金の返還を命じたときは、その命令に係る助成金の交付の日から受領の日までの日数に応じ、助成金の額につき年10.75パーセントの割合で計算した加算金を財団に納付させることができる。

(延滞金)

第25条 財団は、助成金の交付を受けた者に助成金の返還を命じ、助成金の返還を命じられた者がこれを納付期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.75パーセントの割合で計算した延滞金を財団に納付させることができる。

(助成事業の完了後状況報告)

第26条 助成事業者は、助成事業完了後も助成金の交付の目的を達成するため、その内容について、事業化及び収益の拡大に努めなければならない。

- 2 第3条第1号または第2号に規定する事業の助成対象者は、助成事業完了後5年間、毎会計年度終了後30日以内に当該助成事業に係る事業状況について、完了後状況報告書(様式第9号)により財団に報告しなければならない。また、助成事業完了後5年経過後も財団からの調査等には協力するものとする。
- 3 前項に規定する助成対象者は、前項に係る報告の根拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第27条 助成事業者は、助成事業完了後5年間(法定耐用年数があるものは、この限りでない)、善良な管理者の注意をもって適切に管理するとともに、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産については、財団の承認を得ないで助成金の交付の目的以外の用途に使用し、他の者に貸付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供してはならない。

また、財団は助成事業者が当該財産を処分することにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

(収益納付)

第28条 財団は、助成事業の完了により当該助成事業者に相当の収益が生じたと認められる場合においては、当該助成金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した助成金の全部または一部に相当する金額を財団に納付させることができる。

(立入検査等)

第 29 条 財団は、助成事業の適正を期すため必要があるときは、助成事業者に対して報告させ、又は財団職員がその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問することができる。

(助成金の経理等)

第 30 条 助成事業者は、助成事業に係る経理について収支状況を明らかにした証拠の書類を整備し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日に属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(その他の事項)

第 31 条 財団は、本要領に定められた事項のほか、助成事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項について、別に定めることができる。

附 則

この要領は、平成 20 年 10 月 3 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表

助成事業対象経費

1. 第3条第1号「地域産業資源を活用した取組み」・第2号「成長分野における取組み」

経費区分	内容
謝金	委員、講師、調査研究員等の外部専門家に対する謝金
旅費	委員、講師、調査研究員等の外部専門家に対する旅費、職員旅費
事務費	会議費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、会場借料、消耗品費、雑役務費、原材料費、機械装置・工具器具費、会場整備費、広告宣伝費、通訳翻訳料
委託・外注費	事業の一部を委託・外注する経費

2. 第3条第3号「産業支援機関における取組み」

経費区分	内容
謝金	委員、講師等の外部専門家に対する謝金
旅費	委員、講師等の外部専門家に対する旅費、職員旅費
事務費	会議費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、会場借料、消耗品費、雑役務費、会場整備費、広告宣伝費、通訳翻訳料